

## 運転免許証の郵送方式の実施について

(昭和 57 年 3 月 30 日沖例規免第 4 号)

公表範囲：全文

運転免許証の更新手続に係る運転者の利便を図り、負担を軽減するため、道路交通取締法第 101 条第 2 項、又は同法第 101 条の 2 第 3 項の規定により更新された運転免許証（以下「更新免許証」という。）の郵送方式を下記のとおり実施することにしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 1 郵送方式の趣旨

更新免許証の郵送方式は、運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者（以下「更新者」という。）の依頼を受けた実施団体が、更新者に代わって公安委員会から更新免許証の交付を受け、これを郵送により、更新者あてに送付するものである。

#### 2 実施団体の選定

郵送方式に関する業務は、これを行うに適切な組織及び能力を有する団体を選定し、実施させるものとする。

#### 3 協定の締結

郵送業務を適正に実施するため、実施団体と別紙協定書により、郵送業務に関する協定を締結するものとする。

#### 4 業務取扱い要領

- (1) 郵送依頼を受けた更新免許証を実施団体に交付するに当たっては、運転免許事務取扱要綱（昭和 47 年沖例規免第 1 号）第 2 の 1 の (3) の (ウ) に定める番号簿の備考欄に郵送と記載し、受領印欄に実施団体の受領者の捺印をさせること。
- (2) 郵送を依頼した者が提出した運転免許証には、備考欄に「更新手続中昭和〇年〇月〇日まで有効」と押印し、免許証の四隅に穴をあけて下付し、備考欄記載の期日後は無効であるので廃棄するよう指導すること。

#### 5 実施団体の留意事項

実施団体が、郵送業務について、郵便局側と更新免許証の授受方法、受取人不在及び不明の場合の措置、不配達による苦情の処理等事務取扱いの細部について打合せを行うようにするとともに、郵送業務に係る事故又は苦情があつた時は、その原因、理由等を明らかにして適切な処置をとり、警察本部長に通報するよう指導するものとする。

#### 6 実施時期

郵送方式は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。

### 別紙（第 3 関係）

#### 更新免許証の郵送業務に関する協定書

沖縄県警察本部長(甲)と

(乙)は、更新免許証の郵送

業務に関し、次の事項を協定する。

沖縄県警察本部長(甲)

(乙)

- 1 甲は、乙が更新者に代わって、更新免許証を「郵送申込書」により受領したい旨を申し出た場合は、代理権の有無等必要な確認を行った上で、支障のある場合を除き、更新免許証を交付する。
- 2 乙は、甲から受領した更新免許証を更新者に責任をもって郵送する。
- 3 乙は、郵送申込者から郵送手数料を徴収するものとし、その額については甲と協議して定める。
- 4 乙は、更新免許証の郵送業務に関し、簿冊等を作成し、取扱上の経緯を明らかにする。
- 5 乙は、郵送業務に係る特異な事案及び事故については、その都度速やかに甲に通報する。
- 6 郵送業務の適正な実施を図るため、乙は甲の指導監督に従う。